

瀬戸市国民健康保険運営協議会議事録

開催日 令和元年8月5日 月曜日
開催場所 瀬戸市役所北庁舎5階 全員協議会室
出席者 会長 小林 甲一
(10名) 副会長 田邊 美千代
委員 堀谷 幸敏、加藤 基、服部 富久美、片岡 清実、
梅林 隆、山田 英夫、川瀬 秀之、横田 ちえ子
欠席者 委員 青山 貴彦、近藤 康博
(2名)
会議の事務に従事した職員 健康福祉部 部長 水野 典雄
健康福祉部 次長 中桐 章裕
国保年金課 課長 鈴木 達也、主幹 佐野 伸二、
課長補佐 畠山 文子、給付係長 柴田 純一、
保険料係長 榎本 進一、給付係主事 高木 志帆
開会時間 午後2時00分
閉会時間 午後3時15分
傍聴者 1名

(発言者) 議 事 内 容

(事務局)

定刻となったため瀬戸市国民健康保険運営協議会を始める。

現時点で傍聴希望者は1名である。

<委員紹介>

<事務局職員紹介>

事務局を代表して健康福祉部長の水野より挨拶する。

<部長あいさつ>

この協議会は、国民健康保険法に設置の規定があり、市長の諮問機関である。国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するために設置され、主に保険者としての意思決定をするようなも

のを議案とし、審議をいただいている。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険を運営することになった。

平成30年度の決算見込みについては、この広域化後の初めての決算で、県への納付金が発生したり、今まで得られていた国の補助金がなくなったりなど、今までと比べて大きく収支の構成が変わっている。事務局としても丁寧な説明と資料の提供を行うことで、この協議会における議論がより意義深いものとなるよう力を注いでいきたい。

委員においては、本市の国民健康保険事業の充実と安定のため協力を賜りたい。

(事務局)

本日は、新委員での最初の会議であるため、会長と副会長が不在になっている。従って、会長、副会長が選任されるまで、事務局で議事を進行する。

10名の方が出席しているため、会議は成立している。

また、本日の議事録署名人は、被保険者代表の加藤 基委員と保険医・薬剤師代表の山田 英夫委員に依頼する。

1 協議事項

「会長及び副会長の選任について」

会長、副会長について、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員から選出することになっているが、どなたか意見はあるか。

(委員)

以前から、会長をしており国民健康保険制度について熟知している、小林委員を会長に、副会長には田邊委員にお願いしたいが、いかがか。

(事務局)

ただいま、小林委員を会長に、田邊委員を副会長に推薦する旨の意見があった。他に意見はあるか。

<意見等無し>

他に意見がなければ、拍手をもって承認いただきたい。

(委員)

一同拍手

(事務局)

会長には小林委員が、副会長には田邊委員が選任された。
小林会長から、ひとことお願いしたい。

(会長)

<会長あいさつ>

皆さん、どうぞよろしく申し上げます。

名古屋学院大学に勤めて今年で33年になるが、この仕事は20年くらいになる。専門は社会保障で、いつも勉強させていただいている。様々な行政の会議に出席するが、この会議はとても充実していると思っている。健康保険制度の運営だけでなく、瀬戸の街、住んでいる人々の健康がより向上されるような街であってほしいと願い、制度を運営していきたい。

(事務局)

この後の議事進行については、小林会長にお願いする。

(会長)

会議の最初に、国民健康保険制度に関わる最近の動きの話をする。社会保障制度について、昨年度は広域化という大きな改革があったので、今年度は大きな改革はないと思われる。また、国民総医療費について、一昨年度は4.2兆数千億円かかったとのことである。以前から言われているが、いよいよ2020年度には5.0兆円に近づくということが現実的になってきた。特に2025年には団塊の世代の最後の方が75歳を迎える年であり、これを2025年問題と言われていて、国民総医療費は6.0兆円を超える見込みである。医療制度や提供体制、医療費の問題など、2025年をピークになだらかに下がっていくと言われていたが、団塊の世代は後期高齢者になり、人生の中で医療費が一番かかるところで、かつ、人数の多い状態が10年20年と続くので、いかに乗り切るかというのが重要である。日本には国民健康保険だけでなく、他にも医療制度があるが、国民健康保険制度について、2025年までには大きな制度改革をする予定はないと考える。今回の広域化は大きな改革で、戦後の中でも非常に大きな改革であった。制度の運営を効率的に行いながら、どのように医療費を適正な水準で維持していくか、また、国民が医療サービスの提供を受ける時に、心配の無いようにしなければいけない。

次第に沿って議事を進めていく。

本日の諮問事項はない。

2(1) 報告事項

- ア 「平成30年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算について」
- イ 「平成31年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計当初予算について」
- ウ 「瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について」

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

平成30年度市議会3月定例会において可決されて旨を報告。

(会長)

ただいまの説明に関して、質問等はあるか。

<質問等無し>

次の議題に移る。

(2) 「平成30年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」
を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

瀬戸市国民健康保険事業の現状について、全体像を説明。

<資料1に基づき説明>

(会長)

国民健康保険の概要、今回の制度改革の内容、瀬戸市の国民健康保険事業の実情について、また、決算見込みについて、質問等はあるか。

<質問等無し>

次の議題に移る。

(3) 「平成31年度瀬戸市国民健康保険料の本算定料率について」

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料2に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関して、質問等はあるか。

<質問等無し>

平等割と均等割りの違いについて、もう一度説明する。賦課割合について、応能分、応益分が

あり、応益分は国民健康保険の大きな特徴である。社会保険としての健康保険の場合の保険料は所得で決まる。それに対して国民健康保険の場合、利益に応じて保険料が決まる。社会保険の場合、所得が同じであれば家族が何人いても保険料は同じであるが、国民健康保険の場合、均等割と平等割がある。均等割は、被保険者の数で按分をする。平等割は世帯で按分をする。瀬戸市の場合には均等割が31%、平等割が19%となっている。これは瀬戸市の国民健康保険条例で決められていて、それぞれの保険者、市町村によって異なってくる。家族構成等、様々なベースがあり、どれを構成と見ればいいのか非常に難しいが、保険料と言っても、基本的には賦課なので、必要なお金を予想、想定して決める必要がある。先ほど説明があったように入ってくるものもあり、また財政支援もあった上で、最後に保険料として納めてもらうという構成になっている。

何か質問はあるか。よろしいか。

<質問等無し>

冒頭で2025年問題についてお話ししたが、団塊の世代の方々が後期高齢者になれば、国民健康保険に負担が無くなる。しかし、それまでの過程において、団塊の世代の方々も国民健康保険に加入していて、そこでの医療費が比較的に高い高齢者の割合が高くなるので、しばらく大変な時期が続くと考えている。

次の議題その他ということで、何かご意見ご質問はあるか。

(委員)

近年外国人労働者の保険の不正利用についてのニュースが多くなっている。先般も、ベトナム人が自分の兄弟に高額医療費を使わせて、それを自分の懐に入れてしまったという事件があったようだ。保険証そのものに写真が付いていないから、そういったことが今後も起きうるのではと思うが、対策についてはどう考えているのでしょうか。

(事務局)

ご指摘の通り、全国的にそういった事例が増えていて、国の方でも調査を進めるため、様々な通知文が発出されている。それらに則って調査をしているが、現在のところ、瀬戸市ではまだ発覚にはいたっていない。加入喪失等々の手続きの際について、今後も注意し対応していく。

(会長)

なかなか難しい問題だと思う。そもそも、なぜ国民健康保険制度に外国人労働者を入れるのかという意見もあるが、国の中で居住している方々の健康を守ることは大事なことであり、在留許可

の条件にしている。健康保険に加入することが在留許可の条件というところは大きいと思う。外国人労働者の母国の保険の状態より負担はもちろん大きい。ただ、得るものが大きく、負担をしているのだから、なんとか医療を受けたいという考えなのだろうと思う。日本の場合は国民健康保険だけでなく、医療保険全般的にアクセスが非常にしやすく、そこでのチェック等、保険証制度は信頼関係に基づいて成り立っている部分がある。これを厳しくした場合、適切に使っている方々のアクセスがしにくくなるという問題がある。現状は、チェックすることはあると思うが、制度の根幹を変えるということは無いと思う。やはり、外国人労働者が増加していくことは間違いなく、これらを視野に入れた運営というのは重要になってくるということだと思う。私も問題になっていることは聞いているが、具体的な対策が打ちにくい問題だと思う。

その他何か質問等はあるか。

<質問等無し>

それではこれで終了する。ありがとうございました。